

帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和4年12月16日

戸田市議会議長 齋藤直子様

提出者	戸田市議会議員	山崎雅俊
賛成者	〃	むとう葉子
〃	〃	竹内正明
〃	〃	浅生和英
〃	〃	酒井郁郎
〃	〃	三浦芳一
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	榎本守明
〃	〃	熊木照明

議員提出議案第 6 号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し、発症するものである。

日本人では、50 歳代から発症率が高くなり、80 歳までに 3 人に 1 人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれている。

そこで政府に対し、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

埼玉県戸田市議会

財務大臣、厚生労働大臣 様

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和4年12月16日

戸田市議会議長 齋藤直子様

提出者	戸田市議会議員	竹内正明
賛成者	〃	むとう 葉子
〃	〃	浅生和英
〃	〃	酒井郁郎
〃	〃	三浦芳一
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	山崎雅俊
〃	〃	榎本守明
〃	〃	熊木照明

議員提出議案第7号

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき、各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。

知的障がいについては、自治体により障がいの等級に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、自治体によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって政府に対し、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月16日

埼玉県戸田市議会

厚生労働大臣 様

学校給食の無償化を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和4年12月16日

戸田市議会議長 齋藤直子様

提出者	戸田市議会議員	むとう 葉子
賛成者	〃	竹内 正明
〃	〃	浅生 和英
〃	〃	酒井 郁郎
〃	〃	三浦 芳一
〃	〃	伊東 秀浩
〃	〃	山崎 雅俊
〃	〃	榎本 守明
〃	〃	熊木 照明

学校給食の無償化を求める意見書

食料品や光熱費などあらゆるものが高騰し、子育て世帯からも負担軽減を求める声が上がっている。「義務教育はこれを無償」とする憲法第 26 条にのっとり、学校給食費の無償化を進める流れが全国で広がり、文部科学省の調査によると、全国 83.2%の自治体が無償化もしくは第三子無料などの減免を実施している。また地場野菜や有機米など、安心・安全な地域の食材を学校給食に提供し、食育と地域農業の発展を目指す取組も強まっている。

埼玉県でいち早く 2011 年から給食費を無償化した滑川町では、子育て世代の転入が進み、税収が伸び、合計特殊出生率 1.8 を達成するなど、まちの活性化につながっている。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は物価高の影響を受ける学校給食費の補填を推奨するにとどまっている。

学校給食法では、「学校給食は義務教育における教育の目的を実現するもの」と位置付け、食育基本法では、「食育は生きる上での基本であって地方公共団体の責務である」と定められている。

よって、未来を担う子供たちに安心・安全な地域産食材の提供と、子育て世代の教育への経済的負担軽減のため、国の制度として、学校給食費の無償化に踏み出すことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 6 日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 様